

事務連絡
令和4年4月4日

各都道府県 地方創生担当課 御中
奨学金返還支援担当課

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

奨学金返還支援による若者の地方定着の推進について

平素より地方創生の推進に尽力いただき、ありがとうございます。

政府においては、域内の企業へ若者が就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地方企業への就職やU I Jターンを促す、奨学金返還支援による若者の地方定着を推進しています。

今般、別添のとおり、奨学金返還支援に係る概要や特別交付税措置等について、「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱の一部改正について（通知）」により、総務省から各都道府県財政担当部局等に通知されています。

本改正は、条件不利地域を含む市町村（指定都市を除く）については、若年層人口が流入超過の都道府県の区域内においても、現行の特別交付税の措置率の0.3から0.5へ引き上げたこと、地方公共団体独自の奨学金の返還に係る支援の取組も対象になることを明確化したことが主な内容となっています。

各地方公共団体におかれましては、この要綱や昨年11月に公表した奨学金返還支援に関する実態把握の調査結果等もご参考に、取組の検討や着手、拡大を通じて、若者の地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職の促進に努めて下さいますようお願いいたします。特に、本制度を未導入の地方公共団体におかれましては、導入に向けた積極的な検討をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、本件について域内の市町村に周知いただき、通知の趣旨について適切にご助言いただくようお願いいたします。

なお、同様の事務連絡が、文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課、高等教育局学生・留学生課から各都道府県教育委員会等へ通知されています。各地方公共団体におかれましては、奨学金返還支援の実施に際して財政担当部局や教育委員会とも連携の上で取り組んでいただくようお願いいたします。

【本件担当】

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

川村，上田，高井

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-6257-1405

MAIL：chihou-daigaku.y6d@cas.go.jp

総財務第41号
令和4年4月1日

各都道府県財政担当部長
各都道府県市町村担当部長
各指定都市財政担当局長 } 殿

総務省自治財政局財務調査課長

奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱の一部改正について（通知）

地方に定着する若者の奨学金返還を支援するための取組について、より一層の運用の改善を図るため、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱（令和2年6月1日付け総財務第54号）の一部を下記の通り改正しますので、各地方公共団体におかれては、これに基づく取組の推進について格別の配慮をお願いします。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対して本通知について速やかに御連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の適用区域を含む市町村（指定都市を除く。）については、若年層人口が流入超過の都道府県の区域内においても、特別交付税の措置率が若年層人口が流出超過の都道府県の区域内と同水準となるよう、0.3から0.5に引き上げたこと（財政力補正あり）。
- 2 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体独自の奨学金の返還に係る支援の取組も対象となることを明確化したこと。

奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱

令和 2 年 6 月 1 日（総財務第 5 4 号）制定
令和 4 年 4 月 1 日（総財務第 4 1 号）一部改正

第 1 趣旨

少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続し、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していること等により、地方における人口、特に生産年齢人口が減少している。このため、地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が減少し地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な問題が生じており、この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることとなる。

そのため、地方からの人口流出への対策としては、若者の地方定着の取組がとりわけ重要であり、大学進学や就職等の機会も捉えつつ、都市部の大学生・高校生等に対して学校卒業後に地方に定住を促したり、働くことのできる雇用を創出したりすることが有効と考えられる。

このような状況を踏まえ、総務省においては、就職等により地域に定着する人材を確保するため、内閣官房及び文部科学省と連携し、本要綱に基づき、第 2 以下に掲げる奨学金を活用した若者の地方定着の促進を図るものである。

第 2 取組の概要

- 1 取組の概要は、都道府県及び市町村の区分ごとに、原則として次のとおりであり、支援の対象とする者（以下「支援対象者」という。）の要件（以下「要件」という。）等の詳細については、本要綱を踏まえて、各地方公共団体が決定するものとする。なお、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の奨学金のほか、地方公共団体独自の奨学金等の返還に係る支援も対象とする。

(1) 都道府県

ア 都道府県と地元産業界等が、要件等を決定する。その上で、都道府県が中心となり基金を設置する。

イ 要件を満たす学生が、大学等（※ 1）を卒業後、地元企業に就職した場合に、当該基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部を負担する。

※ 1 大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校専門課程をいう。
以下同じ。

(2) 市町村

ア 市町村が、要件等を決定する。

イ 要件を満たす学生が、大学・高校等（※ 2）を卒業後、当該市町村内に居住する場合（あらかじめ居住している場合を含む。）に、市町村からの支出により奨学金返還の全部又は一部を負担する。

※2 大学等並びに高等学校（本科別科・専攻科）、中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程（高等専修学校）及び特別支援学校高等部（本科・別科・専攻科）をいう。以下同じ。

2 1について、地方公共団体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省、文部科学省及び日本学生支援機構等の関係機関が連携して必要な支援を行う。

第3 対象

第2に記した取組で、以下の1～3の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じるものとする。具体的な財政措置の内容は、別紙のとおりとする。

1 要件

地方公共団体が、その地域の実情に応じて、要件を決定の上、文書で定めるものとするが、以下については必須とする。

なお、公務員として就職する者は、支援対象者とししないものとする。

(1) 都道府県

- 都道府県と地元産業界等が合意した要件を定めること
- 大学生等（大学等の学生）を対象とすること
- 大学等卒業後の就業地域を当該都道府県の区域内とすること及びその就業期間を定めること

(2) 市町村

- 大学・高校等の学生・生徒を対象とすること
- 大学・高校等卒業後の居住地を当該市町村の区域内とすること及びその居住期間を定めること

2 基金について

(1) 都道府県

ア 都道府県や地元産業界等が出捐し、基金を設置するものとする。その負担割合は、地元産業界等と協議を行うなど、地域の実情に応じて定めるものとする。また、複数の地方公共団体による基金への出捐は差し支えない。

なお、地元産業界等から基金への出捐がない場合であっても、取組の実施に当たって、地元産業界等との間で連携を行うことを必須とする。

（連携の例）

- ・ 地元産業界等と連携し、事業の効果等の検証や制度の改善等によるPDCAサイクルを行う場としての協議会を設置
- ・ 支援対象者の認定のための審査会等の場において、地元産業界等からも審査員として参加
- ・ 制度の充実を目指し、地元産業界等とともに、支援対象者や支援を受けた者が定期的に集まる場を設け、意見交換を実施
- ・ 制度の趣旨に沿った人材を育成するため、地元産業界等において、支

援対象者に対する研修やセミナー等を実施 等

イ 基金の設置方式（直営方式、財団方式等）については、都道府県の判断によるものとする。

ウ 基金の形態は取り崩し型とする。ただし、地元産業界等出捐分については、果実運用型としても差し支えない。

エ 1の要件を満たす支援対象者について、基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部を負担するものとする。具体的な負担の方法については、地元産業界等と協議を行うなど、地域の実情に応じて定めるものとする。

(2) 市町村

市町村については、本取組に係る経費を財政措置の対象とするに当たり、基金の設置は必須としないが、市町村が基金を設置し、当該基金に出捐する場合には、その出捐した額について、財政措置の対象とする。なお、この場合、地元産業界等からの基金への出捐や、出捐がない場合における地元産業界等との連携については必須としない。

3 地方版総合戦略について

本取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられたものである必要がある。

第4 その他取組推進に当たっての留意事項

1 市町村が本取組を実施するに当たっては、支援対象者が重複するおそれもあることから、都道府県と十分に調整し、当該都道府県における地方版総合戦略との整合性を図ること。

なお、都道府県と合同で、都道府県の制度を利用して奨学金返還を支援する取組を行っている市町村にあっては、当該市町村の区域外（当該都道府県の区域内に限る。）の居住者に対する支援についても別紙の財政措置の対象とするものとする。

2 日本学生支援機構による、無利子奨学金（地方創生枠）の貸与等については、別途「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について（通知）」（平成27年4月10日付け27文科高第94号文部科学省高等教育局長通知）を参照されたいこと。

3 要件の写しの送付等について

(1) 都道府県は、要件を決定したときは、当該要件の写しを総務省に送付するものとする。また、市町村が、要件を決定したときは、当該要件の写しを市町村の属する都道府県を通じて総務省に送付するものとする。（地方公共団体独自の奨学金等を利用する場合は、当該奨学金等の貸付規定等も併せて送付すること。）

なお、複数の地方公共団体の出捐により基金が設置された場合は、最も出捐額の大きい団体が要件の写しの送付を行うものとする。

- (2) 総務省及び都道府県は上記(1)の要件の写しの送付を受けた場合等において、必要に応じて、当該地方公共団体の取組が本要綱の内容に沿うものとなるよう助言を行うものとする。

奨学金を活用した若者の地方定着促進に係る特別交付税措置について

第1 特別交付税措置の対象となる経費

1 都道府県

設置された基金に対し、当該年度において、都道府県が出捐した額（基金造成のため、他の地方公共団体や地方公共団体以外の法人へ支出した額を含む。2において同じ。）（※1）及び制度の周知・広報のために支出した額を対象とする。

※1 当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

また、日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体独自の奨学金等の返還に係る基金への出捐額も、特別交付税措置の対象とする。

なお、果実運用型基金への出捐額については、対象としない。

2 市町村

当該年度において、市町村が奨学金返還支援及び制度の周知・広報のために支出した額（奨学金等の返還に係る基金へ出捐した額を含む。）を対象とする。

なお、市町村が奨学金等の返還に係る基金を設置する場合には、都道府県と同様、日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体独自の奨学金等の返還に係る基金への出捐額も特別交付税措置の対象とし、また、果実運用型基金への出捐額は、対象としない。

第2 措置率

1 措置率0.5（※2）となる都道府県及び市町村

- (1) 若年層人口（※3）が流出超過の都道府県
- (2) 若年層人口が流出超過の都道府県の区域内の市町村
- (3) 若年層人口が流入超過の都道府県の区域内における条件不利地域（※4）を含む市町村（指定都市を除く。）

2 措置率0.3（※2）となる都道府県及び市町村

- (1) 若年層人口が流入超過の都道府県
- (2) 若年層人口が流入超過の都道府県の区域内の市町村（第2の1(3)の市町村を除く。）

※2 地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じるものとする。

※3 若年層人口とは、住民基本台帳人口移動報告における20～24歳の人口をいう。

※4 条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小

笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の適用区域をいう。

第3 措置上限額

一団体あたり1億円(第2の2の団体については、6千万円)を上限とする。

奨学金を活用した若者の地方定着促進に係る特別交付税措置について

○ 若年層を中心とした地方から東京圏等への人口流出への対策としては、若者の地方定着の取組が重要であることから、就職等により地域に定着する人材を確保するため、都道府県又は市町村が大学等卒業後に自団体の区域内に就職・居住することを要件として奨学金返還支援の制度を創設した場合、その費用の一部を特別交付税措置するもの。(令和3年度算定額：4.0億円)

道府県の場合

道府県

地元産業界
一般の寄附等



特別交付税措置→ 出捐

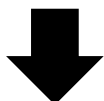
出捐

基金

(例：●●県人口減少対策就職支援基金)

【特別交付税措置の内容】

- (対象経費)
- ・道府県の基金への出捐額(※)
 - ・制度の広報経費
- ※道府県が基金総額の1/2以上を負担する場合も対象とするが、基金総額の1/2が上限
- (措置率)
- 0.5: 若年層人口が流出超過の道府県 (一団体当たり上限1億円)
 - 0.3: 若年層人口が流入超過の道府県 (一団体当たり上限6千万円)
- ※財政力補正あり

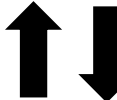


奨学金返還の全部
又は一部を負担



大学生等

奨学金貸与



奨学金返還

奨学金貸与機関 (日本学生支援機構又は独自制度)

市町村の場合

市町村

特別交付税措置→

奨学金返還の全部
又は一部を負担



【特別交付税措置の内容】

- (対象経費)
- ・市町村負担額
 - ・制度の広報経費
- (措置率)
- 0.5: 若年層人口が流出超過の都道府県の区域内市町村
 - ・若年層人口が流入超過の都道府県の区域内における条件不利地域を含む市町村(政令市を除く) (一団体当たり上限1億円)
 - 0.3: 若年層人口が流入超過の都道府県の区域内市町村(措置率0.5の団体を除く) (一団体当たり上限6千万円)
- ※財政力補正あり

※令和4年度算定から新たに追加



大学生、高校生等

奨学金貸与



奨学金返還

奨学金貸与機関 (日本学生支援機構又は独自制度)

2

注1) 若年層人口：20～24歳の人口

注2) 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の適用区域